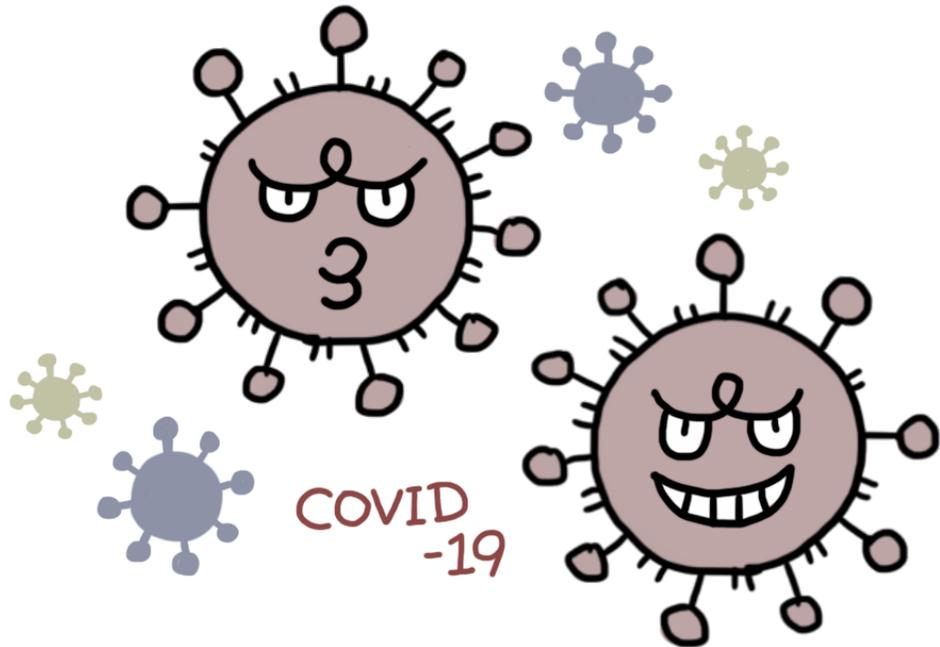




コロナ禍における誹謗中傷を防ぐ 感染者情報公開のあり方



日弁連 災害復興支援委員会 副委員長
関東弁護士会連合会 災害対策委員

弁護士・防災士 永野 海
(静岡県弁護士会)

資料のDL：関弁連HPのほか <http://naganokai.com>からも可能です

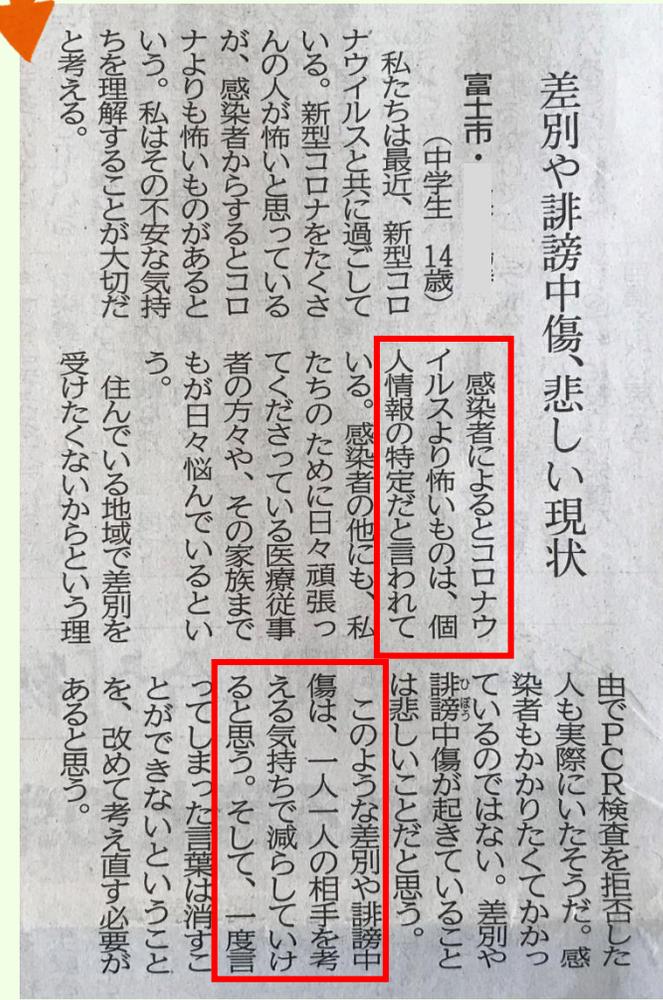


差別や誹謗中傷の原因の1つが、安易な感染者情報の公表

令和2年5月27日 朝日新聞デジタル
「店主の家族が新型コロナウイルスに感染したとのうその情報をインターネット上に書き込んだとして、福島県警須賀川署は27日、須賀川市〇〇、会社員〇〇〇〇容疑者（54）を**名誉毀損（きそん）と業務妨害の疑いで逮捕**し、発表した。「職場のうわさを信じて書き込んだ」と容疑を認めているという」

令和2年6月8日 琉球新報 Web News
「宮城県警大和署は9日、富谷市の女性が**新型コロナウイルスに感染したとの虚偽の内容を書いた紙をまいた**として、仙台市宮城野区〇〇の団体職員、〇〇〇〇容疑者（55）を**名誉毀損（きそん）容疑で逮捕**した。…逮捕容疑は4月5～7日、仙台市や富谷市、大和町の商業施設や住宅の駐車場などに、被害女性（43）の氏名や住所のほか、「コロナ感染女性」などと書いた紙計6枚をばらまき、名誉を毀損したとしている」

- その他**
- ・ **新型コロナに感染した職員がいるなど、うその内容のファックスを福岡市の老人介護施設に送って業務を妨害した疑いで、49歳の男が逮捕**
 - ・ **三重県内で感染が確認された市民の家に石が投げ込まれてガラスが割られたり、壁に落書きされたりする被害が出ている**



出典：静岡新聞令和2年8月19日朝刊・ひろば（10代）

新型コロナウイルスと長期的に向き合わざるを得ないことが必至になり、感染者やその家族に対する差別や誹謗（ひぼう）中傷をどう防ぐかが大きな課題になっている。今後も学校現場にも感染が広がれば、子どもたちが差別の被害者、加害者になってしまう恐れもある。最前線に対応に当たる県疾病対策課長の後藤幹生さんと、新型コロナ関連の法律相談に取り組み弁護士の水野海さん（静岡市清水区）に、感染者情報の在り方や接し方について聞いた。

犯人捜しは感染拡大防止ならず 県疾病対策課長 後藤幹生さん

感染者情報や行動履歴はどのような基準で発表していますか。

「国の基準に基づき感染拡大防止に必要なかどうかという観点です。濃厚接触者が特定できていなければ、感染者が訪れた施設名や日時など詳細を公表します。一方、濃厚接触者が多数いても全員特定できていなければ感染拡大リスクは低いので詳細は公表しません。感染源となった場所に誰とどんな目的で行ったかなどは知りたい情報かもしれませんが、感染拡大防止に関係ない内容は基本的に公表しません」

県内で感染者やその家族などが誹謗中傷されたケースはありましたか。

「ありました。感染者やその家族、同僚などが特定されないよう神経を使っていますが、各保健所に聞き取ったところ、ほぼすべての保健所管内で感染者が特定されて自宅やその周辺に張り紙をされたり、会員制交流サイト（SNS）上で非難されたりしていました。保健所に「感染者宅の布団を干すのをやめさせろ」とか、「新聞配達への悪影響を最後にしろ」といった心ない電話もありました。病気が治っても精神的に不安定になる人も



京都大学医学部、静岡県総合病院小児科などを経ての1年11ヵ月、県庁勤務。熱帯保健所長を歴任し17年11月、県庁から現職。県内で感染者が特定するたびに記者会見を開き説明している。大阪府出身。

市町や報道機関の対応はどうですか。

「首都圏から親族が帰省し家族内感染した事例があった市町で、肩書無職を扱い、首飾りから帰省自衛を呼び掛けたところがありました。やむを得ない理由で帰省する場合もあります。考慮せず同報無職で呼び掛けることは、感染者への批判になります。同報無職で静かに周知するやり方だと思っています。報道機関においては県が公表した内容を、専門家の意見も交えながら情報を整理し、分かりやすく伝えてもらいたい。ただ、県は感染

者の同意を得て情報を発表していますが、報道機関がしばしば独自取材して、そうでない情報を報じるケースも見受けられます。感染者が「保健所が開示したのではないか」と不信感を抱き、口を閉ざしかねません。本来は探し得た濃厚接触者が分からなくなる懸念があります」

感染者情報について県と市町とでは認識に差があります。

「例えば、居住地の公表は公衆衛生上、県東部、中部、西部とか、保健所単位でのいはと考えています。実際、保健所や郡単位で発表した事例もあります。ただ、市町としてはどこで発生したか分からないと対策が取りづらいというのがあり、事前連絡し、感染者の同意が得られれば市町名まで公表しています。また静岡、浜松両政令市は独自に発表します。同じ県内で公表に差が出るのは、よくないという判断もあります。今後の課題です」（聞き手＝社会部・武田愛一郎）

感染者の誹謗中傷、どう防ぐ？

#2 有識者インタビュー

知る権利とプライバシー、調整必要 弁護士 水野海さん



安易な情報拡散や中傷にはどんな代償があるでしょうか。

「感染の事実、外部に知られることで社会的評価を低下させるため、名誉毀損（きんぎょ）罪の対象になり得ます。『コロナ感染女性』などと書いた紙をまいたケースでは、逮捕者も出ています。実は名誉毀損罪は、内容や動機に公共性、公益性がなければ、たとえ感染が事実でも成立する犯罪です。市民が他人の感染の事実を掲示板に書き込んだり、吹聴したりする行為には相当の刑事罰のリスクがあると考えべきです。感染の事実の公表や吹聴は、プライバシーの侵害として民事上の損害賠償の対象にもなり得ます」

できる限り情報が欲しいという声もあります。知る権利はどう考えたらいいでしょうか。

「市民の知る権利と感染の事実をみだりに公表されないプライバシーの権利はどちらも憲法上の人権と考えられ、どちらかが一方的に優先する関係にはありません。何らかの基準で調整

を図る必要があります。基準としては、公共性、公益性、それによるプライバシー侵害の程度など多様な側面を検討することになりますが、最終的には、感染予防のために必要最小限度の公表にとどめられているかどうかのポイントと考えます」

自治体や企業は感染者の情報を公表する際、どんなことに留意したらよいでしょうか。

「実は個人情報保護法や同保護条例上では本人の同意なく公表できる場合でも、プライバシーの侵害として違法になり得ることに注意が必要です。感染症法も、前文に患者への差別や偏見の歴史を教訓とする旨を添えて明記し、個人情報の保護に留意するよう定めています。特定の情報の公表が医学的・科学的見地から本当に感染防止に意味があり、やむを得ないのか、公表の内容や方法が必要最小限度と云えるかがプライバシー権との調整の鍵になります。感染者が出るパニックになり、市民や顧客、従業員、取引先など

賛否万論

次週の賛否万論は同じテーマでしずしんニュースキュレーターの見解と読者投稿を紹介します。

「何よりもまず、他の病気に同じように、感染した人を心配してあげてほしいです。親が感染者やこのウイルスを過度に怖がるような言動をすれば、子どもはその影響を受け不安になります。新型コロナウイルス感染症は誰がかかってもおかしくない病気です。それに、感染予防の上では、無症状だけど実は感染しているかもしれない人と比べれば、感染しても治って退院できた人ははるかに安心なものです。だから感染した人を差別したり、治った人を避けたりという悲しいことはやめましょう。いまできることは、子どもなりに、無理のない範囲で、人混みはなるべく避け、手洗いなど衛生面に気をつけることではないか」と思います」（聞き手＝社会部・鈴木誠之）

ご意見お寄せください

「賛否万論」では、感染者の感染情報の在り方や誹謗中傷に対する読者の皆様のご意見を募集しています。お住まいの市町名、氏名（ペンネーム可）、年齢（年代）、連絡先を明記し、〒422-8670（住所不詳）静岡新聞社編集局「賛否万論」係、<ファクス054（284）9348>、<Eメールshakaibu@shizuokaonline.com>にお送りください（最大400字程度）。紙幅の都合上、編集させていただきます。携帯電話は受信設定をご確認ください。

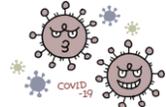
感染者情報公開のあり方

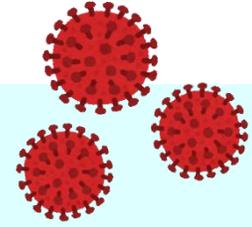
拡大

感染者が出るとパニックになり、市民や顧客、従業員、取引先などを安心させようと必要以上に情報を出そうとしますが、**防災と同様、準備していないことは有事にはできません。**

地域や職場によってプライバシーの影響も異なり、正解は1つではありません。

さまざまな事態を想定し、対応を考えておく必要があります。





前提として 新型コロナウイルスに対する国の法律適用の流れ

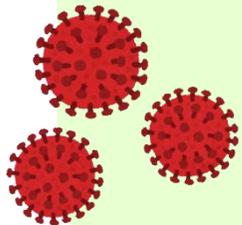
2020年2月1日 新型コロナウイルスを**指定感染症に指定**
→ **感染症法**が適用可能に



その後さらに

2020年3月14日 **新型インフルエンザ等特措法の改正**が施行

- 新型コロナを**暫定的に**新型インフルエンザ等とみなす※
- **新型インフルエンザ等特措法**が適用可能に
- 緊急事態宣言が発令できるようになった



※令和3年1月31日まで



感染症法に記された情報の公表義務と差別防止、個人情報保護への配慮

前文： 感染症の患者等に対するいわれのない**差別や偏見**が存在したという事実を重く受け止め、これを**教訓として今後に生かす**ことが必要・・・
感染症の患者等の**人権を尊重しつつ**・・・

公表義務

16条第1項： 厚生労働大臣及び都道府県知事は・・・収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な**情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければなら**な

個人情報の保護

16条第2項： 前項の情報を公表するに当たっては、**個人情報の保護に留意しなければなら**ない。

公表します！

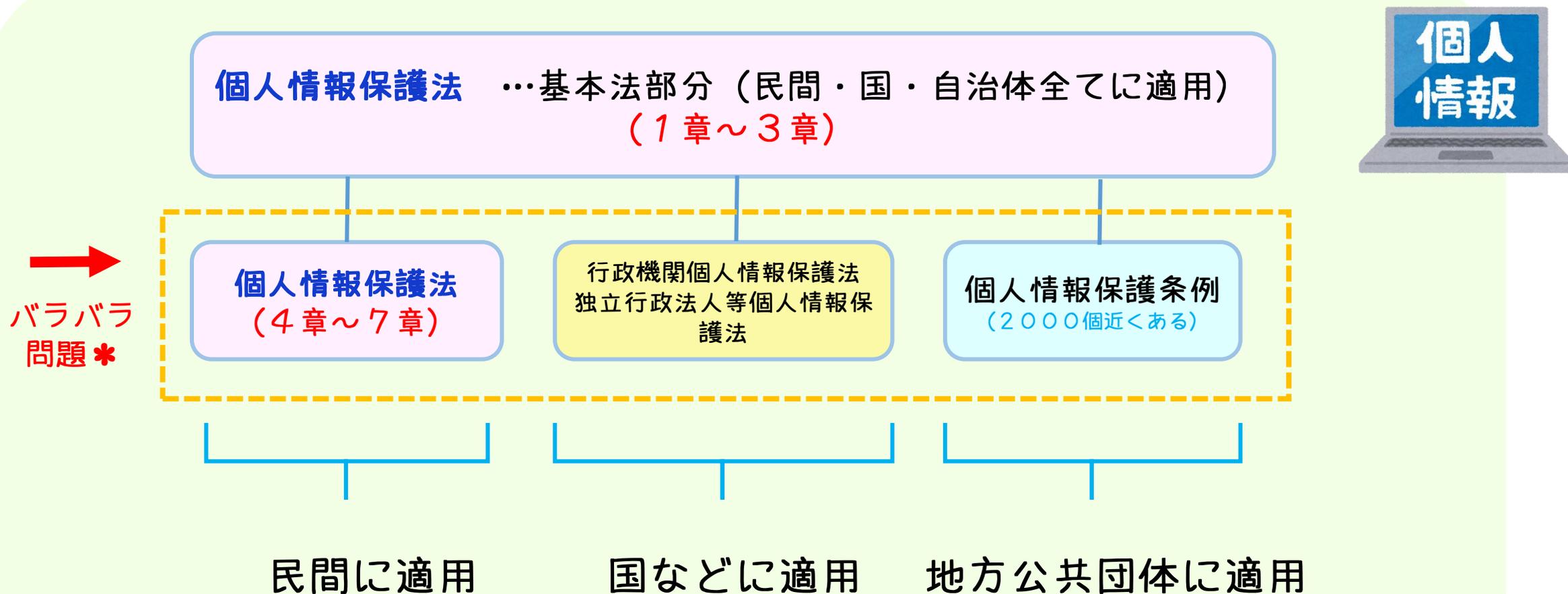


公表しないで！

感染症法にもでてくる個人情報の保護法制はそもそもどうなっているのか



宇賀克也(2018)「個人情報保護法の逐条解説〔第6版〕」有斐閣p26図を参考



*個人情報の定義すら法律と条例で異なることもある



*平成29年施行の法改正で、個人情報をデータベース化して事業に利用している**全ての事業者が適用対象**



個人情報：



生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**（法2条1項1号）

要配慮個人情報：
（法2条3項）



本人の人種、信条、社会的身分、**病歴**、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報



「個人情報」の定義を具体的に意識してみる

県の感染者情報公開の方針として、今後、本人の同意なくとも、居住地として、保健所単位ではなく、もっと細かい市町村単位で行いますよ、という記事

でも



個人情報の定義：

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**

個人が特定できない形で公表された情報なら、そもそも「個人情報」ではない



県による、感染者の行動歴が極めて特殊で市町ごとに公表すると個人が特定される場合を除き、同意の有無にかかわらず市町単位での公表に統一する。他県の多くは、市町単位で公表しているとい

新型コロナ

居住地公表市町単位で

感染者確認時 県方針見直し

川勝平太知事は21日に県市長会（会長・斉藤栄熱海市長）が主催したウエブ会議形式の意見交換会に出席し、新型コロナウイルス感染者を確認した場合の居住地の公表について、本人が同意しない場合には各保健所単位としていたこれまでの方針を見直し、市町単位を原則にすることを表明した。

県によると、感染者の行動歴が極めて特殊で市町ごとに公表すると個人が特定される場合を除き、同意の有無にかかわらず市町単位での公表に統一する。他県の多くは、市町単位で公表しているとい

年齢については「10代」「20代」など10歳刻みで発表する方法を基本とし、感染者が同意しない場合でも「未成年」（0～19歳、「高齢者でない成人」（20～64歳）、「高齢者」（65歳以上）の3区分で公表するとし、高齢者の重症化リスクが高いことを考慮した。従来は本人が同意しない場合は、年齢区分も公表していなかった。

意見交換会では、風評被害を防ぐために情報公開の徹底を求める声が上がるとともに、感染者を誹謗（ひぼう）中傷しない雰囲気づくりの重要性も指摘された。

＝関連記事4面＝

国内での確認例 6万0987人(+1038) 1175

北海道	1661 (+10)	103	4
青森	33	1	21
岩手	11	1	28
宮城	191 (+2)	2	49
秋田			
山形			
福島			
茨城			
栃木			
群馬			
埼玉県			
千葉県			
東京都			
神奈川県			
新潟県			
富山県			
石川県			
福井県			
山梨県			
長野県			
岐阜県			
静岡県			
愛知県			
岐阜県			
愛知県			
三重県			
滋賀県			
京都府			
大阪府			
兵庫県			
奈良県			
和歌山県			
徳島県			
香川県			
愛媛県			
高知県			
福岡県			
佐賀県			
長門県			
熊本県			
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県			

国内の新型コロナ生活情報



個人が特定できる感染者情報の公表をする場合
 まず最低限この個人情報保護法の「第三者提供」
 の条件をクリアしなければならない

条例でも
 同種の内容

注) グループ会社なども第三者

個人データを、本人の同意なく、**第三者**に **提供** できる場合 (法23条1項)

- ① **法令*1**に基づく場合 (1号)
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合*2 (2号)
- ③ 公衆衛生の向上*3又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で本人の同意を得ることが困難な場合 (3号)
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が**法令の定める事務**を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれある場合 (4号)



例外4兄弟



*1 「法令」には**条例は含む**が訓令・通達などの行政規則は含まない。裁判所の文書送付嘱託も含む。
 *2 「本人の同意を得ることが困難」 意識不明時、災害時の安否確認時、本人の同意が社会通念上期待し難いときなど。
 *3 疫病の予防、治療のための研究目的など

森田明先生 (神奈川県弁護士会) による命名

参考：宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説〔第6版〕有斐閣



個人情報保護法制と感染者のプライバシー侵害との関係

そうなのね

個人情報保護法や個人情報保護条例で例外的に個人情報の公表ができる場合にあたると判断した場合でも、**公表情報から個人が特定できてしまう場合には、感染者のプライバシー権の侵害**にあたり違法とされる可能性がある



「プライバシー権」を認めた裁判例の一例

ノンフィクション「逆転」事件第一審判決
(東京地判昭和62年11月20日判時1258号22頁)

『**憲法第13条**は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めており、この個人の尊厳は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによってはじめて確実なものとなるのであり、そこで右条項は**個人の尊厳を保障する上で必要不可欠な人格的利益を広く保障する趣旨のものであると解される。そして、その一環として、他人がみだりに個人の私的事柄についての情報を取得することを許さず、また、他人が自己の知っている個人の私的事柄をみだりに第三者へ公表したり、利用することを許さず、もって人格的自律ないし私生活上の平穩を維持するという利益**（以下、「**プライバシーの権利**」という。）は、**充分尊重さるべき**である。もちろん、かかる人格的利益は多義的かつ抽象的であるから、ただちにそのすべてが右条項により実定法的保護が与えられるものとは解されないが、社会通念上その保護すべき対象、内容が成熟したものとなっていて、保護の必要性について社会的な合意が得られているような人格的利益については、右条項を根拠として実定法的保障を与えることは可能であるというべきである。そして、右の人格的利益のひとつの内容である**「他人に知られたくない私的事柄をみだりに公表されないという利益」に法的保護を与えるべきことについては、今日、社会的な合意があることは明らか**である』

*小説の中で個人を特定できる形で前科が公表されたことへの損害賠償請求訴訟

*最高裁も原審判決を支持（ただし最高裁はプライバシーという言葉は使わなかった）



では、プライバシー権の侵害とされるのはどんなときか？

プライバシー権の侵害とされる一般的要件

- ① 私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれがある
- ② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に公開を欲しない
- ③ 一般の人々にいまだ知られていない
- ④ 当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたこと)

(宴のあと事件東京地判昭和39年9月28日 など裁判例参照)



→ **コロナ感染の事実の公表・口外** は

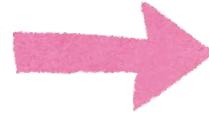
これらの要件を満たすと考えられる

でも、プライバシー権の侵害が例外的に許される場合ってどんなとき？

参考：(2010)「新版 情報化時代の名誉毀損・プライバシー侵害をめぐる法律と実務」
ぎょうせい (静岡県弁護士会編)

プライバシーと対立する憲法上の保障を受ける権利がある場合

(マスメディアの表現の自由、
情報公開法制の国民・住民の知る権利など…)



双方の権利・利益の比較衡量を
して判断する

(開示の目的、必要性、態様、被害者の
不利益の程度など総合勘案)



わ、わかりにくい……

上記以外の場合



原則違法！
ただし、正当化事由があれば例外的に
適法

- ① 本人の同意があるとき
- ② 法令や正当な業務によるとき
- ③ 公共性、公益目的、真実性
*ただし手段の相当性も問われ得る



新型コロナの感染者情報を外部に公開してプライバシー権を侵害しても例外的に許される場合の1つの単純化したイメージ (私見)

個人情報保護法（条例）に違反しないことは前提とした上でさらに

①情報公開の目的の公益性

公衆衛生の実現、感染拡大防止

- * 感染拡大防止の大義があればよいわけではなく、科学的見地から感染拡大防止のために本当に意味・効果のある情報公開かが具体的に問われる

後で説明
します

②情報公開の程度の必要最小限度性

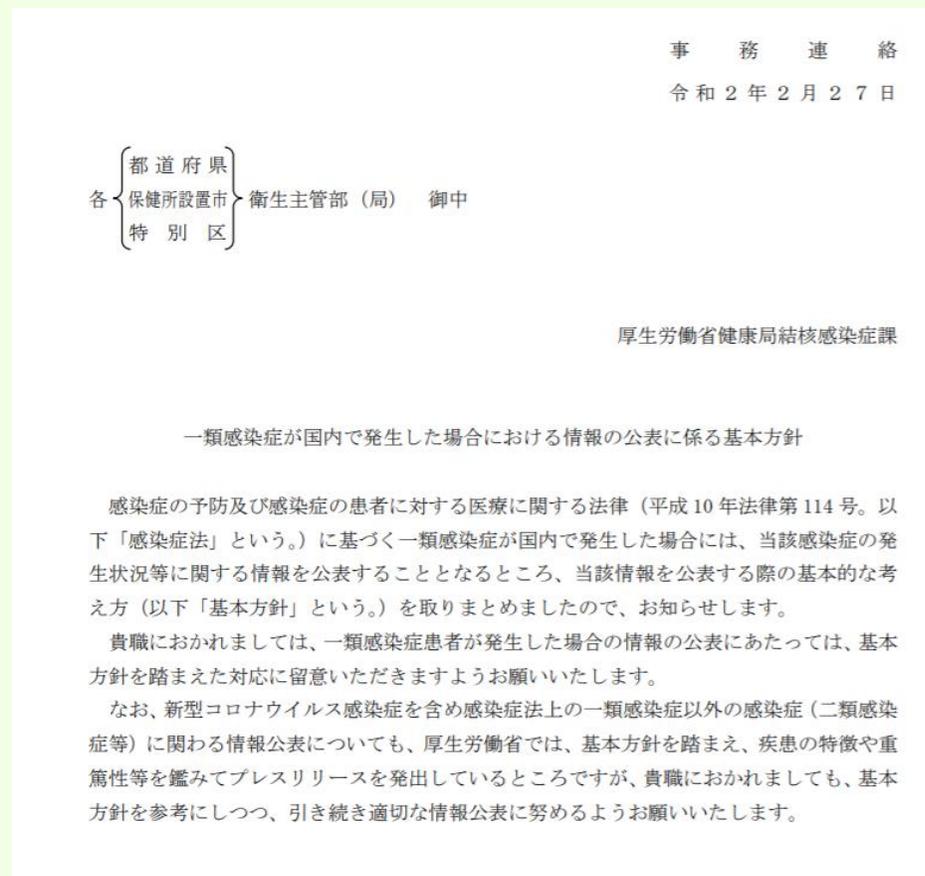
- * 個人情報の保護に留意し、感染拡大防止のために必要最小限度の情報に限った公開・公表としているか

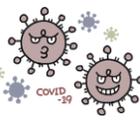




国や自治体は、どのような指針で感染者情報を公表しているのか

厚労省は、新型コロナウイルス（指定感染症・二類感染症相当）の情報公開について、エボラ出血熱などが属する **一類感染症の公表基準（基本方針）**を参考にするよう全国に通知している。





国や自治体は、どのような指針で感染者情報を公表しているのか

一類感染症患者発生に関する公表基準

参考

当該感染症の基本的情報 (基本方針2(1))	病原体: 潜伏期間: 致死率:	他者への感染経路: 主な感染源: 他者に感染させ得る時期:
感染者情報 (基本方針1)	(公表する情報) ・居住国 ・年代 ・性別 ・居住している都道府県 ・発症日時	(公表しない情報) ・氏名 ・国籍 ・基礎疾患 ・職業 ・居住している市区町村
感染源との接触歴等 (基本方針2(2))	・感染推定地域: 国、都市名 ・滞在日数 ・感染源と思われる接触の有無	
医療機関への受診・ 入院後の状況 (基本方針1)	・入院した医療機関の都道府県 ・症状と容態 ・治療法	・医療機関名

個人が特定されないように配慮する。

- ・居住国: 国籍では一時的な旅行者か居住者かわからないため。
- ・基礎疾患: 基礎疾患との関係性が判明していないため
- ・職業: 感染源との接触機会が多い等の場合(例: 医療従事者)には、公表を検討する。
- ・居住している市区町村: 市区町村が公表する場合は国も併せて公表する可能性がある。

感染源を明らかにし(感染推定地域および感染源との接触の有無を発信)、国民にリスクを認知してもらう。

- ・同行者: 状況把握ができていないため公表しない。

医療機関名: 原則として入院後は、基本的に他者への感染がないため、公表する必要はない。ただし、医療機関での行動に基づき、感染拡大のリスクが生じ、不特定多数の者に迅速な注意喚起が必要な場合には、公表を行う場合もある。

補足・留意事項 (赤い点線) □ 他者に感染させ得る時期等や公衆衛生上の対策状況による事項 (青い枠)

感染者の行動歴 (国外)	他者に感染させる可能性がある時期以降の旅程(基本方針2(3)) ■ 訪問国、滞在日数 ■ 日本入国(帰国)日、発着地	・ 訪問理由 ・ 同行者の有無
感染者の行動歴 (国外・国内)	【他者に感染させる可能性がある時期以降+感染者に接触した可能性のある者を把握できている場合】(基本方針2(3)①) ■ 公共交通機関に関する情報: 飛行機(便名)、船舶(船名)。 ■ 公衆衛生上実施している対策(例: 飛行機の乗客〇人について健康監視実施中)	他者に感染させ得る時期以前の旅程・行動歴(基本方針2(3))
	【他者に感染させる可能性がある時期以降+感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合】(基本方針2(3)②) ■ 公共交通機関に関する情報 ・ 飛行機(便名・座席位置)、船舶(船名、部屋)。 ・ 電車(駅、路線、時刻)、バス(駅、路線、時刻) ■ その他不特定多数と接する場所(例: スーパー名) ■ 他者に感染させうる行動・接触の有無 (例: おう吐等はなく、他者が体液に暴露される機会はなく、他者への感染のリスクは低い。) ■ 感染者の感染予防対策の有無 ■ 公衆衛生上の対策が必要な場合の呼びかけ(例: ○○電車で乗車していた人で、発熱等の症状が出た場合は、最寄りの保健所に問い合わせてください。)	他者に感染させ得る時期以降の渡航旅程は公表する。 ・ 飛行機(座席位置): 発症していたが、検疫に申し出なかった等により、追跡調査が必要になった場合は公表する。

この国の指針に従えばプライバシー侵害を問われないわけではないことに注意

基本的には、個人が特定されないように、公表内容には配慮しつつ



他者に感染させる可能性がある時期の濃厚接触者を特定できない場合には、一定の情報を公開する



感染者情報の公表の是非について、具体的に考えてみましょう

問 あなたはA団体の責任者です。次の事案で、感染者情報として、
①誰に、②どのような情報を、③どのような形で公表しますか。

A団体の職員の感染が判明しました。感染は8月のお盆の他県への帰省先でのものと判断され、帰省中に発症しました。発症後は、帰省先でホテル療養をし、A団体には感染後は出勤していません。





ここで少し参考に 行政の情報公開制度についてみてみましょう

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 *地方自治体には情報公開条例

※ 情報公開制度自体は、**事後的な手続**だが、**情報公開の判断をする上で**、公の組織、民間組織問わず**1つの参考**となり得る（私見）

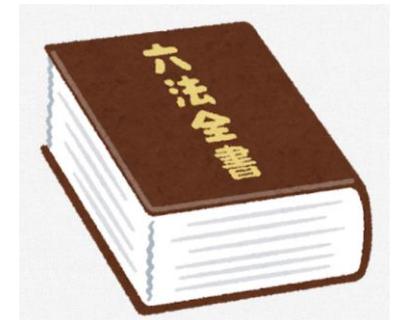
第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号が掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画（とが）若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

簡単に要約
すると…次の
スライド





参考に 行政の情報公開制度について少しみてみましょう

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 第5条 (要約)

行政文書の開示請求があっても、以下の情報が記載されている場合は、開示しなくてよい。

- 1 個人情報で特定の個人を識別できるもの **(他の情報と相まって特定の個人を識別できるものも含む)**
- 2 **特定の個人を識別できないが、公になれば個人の権利利益を害するおそれがあるもの**

ただし、例外にあたっては次の情報は、開示してよい。

- ① 法令の規定で公にすることが予定されている情報
- ② 人の生命、健康などを保護するため公開が必要な情報

行政機関すら
そうなのね



ポイント1 情報公開法でも、個人の特定（識別）まで至らない情報ですら、個人の権利利益を害するおそれがある情報は公開しなくてよいとされている

ポイント2 人の生命や健康保護のために法律上公開できる場合でも、「**その情報を公開することが本当に人の生命・健康を守ることにつながるのか**」を、毎回毎回、自分の頭で厳格に検討する必要がある





では、**民間の組織**で、コロナ感染の事実の公表を考えるはどんなときか

＊民間の組織は、公の組織と異なり、情報公開法や情報公開条例などで一般的に情報公開を義務付けられていないことに注意！



ぼくらは
3兄弟

外部への情報公開を **検討する** 一般的なケース

I **上場企業のため**

金融商品取引法等により、役員や従業員の感染により決算や投資家の投資判断に影響が生じうる場合には、開示しなければならない場合があり得る

II **組織の情報公開姿勢を示すため**

組織として感染者発生を公表せず、後日、事実が判明した場合に、組織の隠蔽体質を批判されないようにするため

III **業務上の必要性のため**

感染者の発生による、一部従業員等の出勤停止や建物の使用停止などにより、業務の一部を中止せざるを得ず、これに関わる外部関係者に連絡が必要な場合

IV **感染拡大防止のため**

感染者と接触した、又は接触した可能性のある外部者がいる場合、さらなる感染拡大防止のために、感染者情報を伝える場合





I 上場企業のため



金融商品取引法等により、役員や従業員の感染により決算や投資家の投資判断に影響が生じうる場合には、開示しなければならない場合があり得る

⇒ 金融商品取引法等に基づき粛々と判断し、法律上必要あれば公表することになる（個人が特定されない最大限の要配慮）



民間の組織がコロナ感染の公表を検討するパターン そのII

II 組織の情報公開姿勢を示すため

組織として感染者発生を公表せず、後日、事実が判明した場合に、組織の隠蔽体質を批判されないようにするため



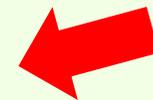
感染者のプライバシー保護もコンプライアンスの一環！

公表 ≠ コンプライアンス（法令遵守）

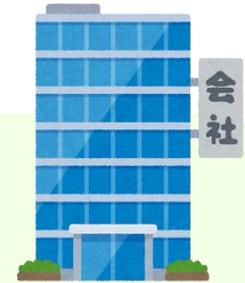


感染による業務上の影響がない場合であれば、

むしろ法律上、個人のプライバシー保護に留意しつつ感染拡大防止等のために必要な感染者情報を公表するのは、**国や地方自治体などの役割**（感染症法等）



外部に毅然と説明
する必要がある



Ⅲ 業務上の必要性のため

感染者の発生による、一部従業員等の出勤停止や建物の使用停止など、業務の中止や今後の問題など、**関係者に連絡が必要な場合**

- ⇒ ・ 関係者に説明が必要となりそうな場面は想定できる
- ・ それでも個人が特定できる**感染者情報の公表はプライバシー権侵害**

- ・ 感染の事実を公表することが**本当に不可欠か**
- ・ 万一公表するとしても、**感染者が特定されない**ように最大限の配慮

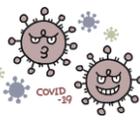


民間の組織がコロナ感染の公表を検討するパターン そのⅢ

- ・ 感染の事実を公表することが**本当に不可欠か**
- ・ 万一公表するとしても、**感染者が特定されない**ように最大限の配慮

たとえば、業務で使用している建物（事務所、会館、店舗）を閉鎖する場合

- | | |
|--------|------------------------------|
| 貼り紙 | 「感染者発生のため当面閉鎖します」 ？ |
| 留守番電話 | 「感染者発生のため現在業務を中止しております」 ？ |
| 電話連絡 | 「〇〇課の職員に感染の事実が発生しましたので・・・」 ？ |
| WEBサイト | 不特定多数に対する公開の必要性 |



かなり
厳しいな



業務上の必要性とプライバシー侵害についての参考になる裁判例

◆派遣先会社の代表者が健康診断で判明した派遣社員のHIV感染の事実を派遣元会社に伝えた行為がプライバシー権の侵害として不法行為を構成するとされた事案（東京地裁平7・3・30・判タ876号122頁）

派遣元に派遣社員の感染の事実を伝えた理由（被告側の主張）：

HIVに感染した派遣先社員への対応の最終的な判断権者は派遣元企業なので・・・



裁判所の判断：

- ① 個人の病状に関する情報は、プライバシーに属する事柄であって、とりわけ…HIV感染に関する情報は、前述したHIV感染者に対する社会的偏見と差別の存在することを考慮すると、極めて秘密性の高い情報に属すると言ふべきであり、この情報の取得者は、何人といえどもこれを第三者にみだりに漏洩することは許されず、これをみだりに第三者に漏洩した場合にはプライバシーの権利を侵害したことになる。
- ② 原告がHIVに感染しているという情報は、原告に関しての極めて秘密性の高い情報。被告は、これをみだりに第三者に漏洩してはならない義務を負っていた。にもかかわらず被告は、右情報を派遣元の社長に今後の対応方を委ねる趣旨で連絡したというのであるが、当時その連絡の必要性ないし正当の理由があったとは到底認められない。



情報を伝えるべき人か
どうかも問われるのね



さきほどの裁判例が判断したもう1つの重要な争点

- ◆派遣元会社の代表者が雇用契約のある当該派遣社員に対してHIV感染の事実を告知した行為が違法であり民法709条等により損害賠償義務を負うとした事案
(東京地裁平7・3・30・判タ876号122頁)

裁判所の判断：

「HIV感染者にHIVに感染していることを告知するに相応しいのは、その者の治療に携わった医療者に限られるべきであり、したがって、右告知については、前述した使用者が被用者に対し告知してはならない特段の事情がある場合に該当すると言える。

そうすると、D社長が原告に対して原告がHIVに感染していることを告知したこと自体許されなかったのであり、前記認定のこの告知及びこの後の経緯に鑑みると、この告知の方法・態様も著しく社会的相当性の範囲を逸脱していると言ふべきである。」

→ 新型コロナの感染者情報を公表するのは第一義的に国や行政の役割であり、感染者が所属する組織が公表すること自体が許されない場合がありうるという考えにも通じる判断。



Ⅳ 感染拡大防止のため

これは組織に課される「安全配慮義務」にかかわる

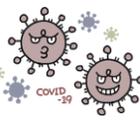


安全配慮義務：

「**使用者は**・・・労働者が 労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等労働者が使用し又は使用者の指示のもとに 労務を提供する過程において、**労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っている**」

昭和59年4月10日最高裁3小判決（川義事件）

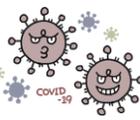
参考：労働契約法第5条「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働ができるよう、必要な配慮をするものとする。」



ぼくらは
3兄弟

安全配慮義務を考える上での4つの裁判例（4原則）

- ① 安全配慮義務は、自然災害の場合でも問われる
(仙台地裁平成26年2月25日判決（七十七銀行女川支店）ほか多数)
- ② 安全配慮義務は、感染症の場合でも問われる
(大阪地裁平16・4・12・判例時報1867号81頁)
- ③ 安全配慮義務は、従業員以外の顧客や生徒などに対しても問われる
(仙台地裁H25.9.17・日和幼稚園津波訴訟、
仙台地裁H27.1.13・常磐山元自動車学校津波訴訟など)
- ④ 安全配慮義務の違反は、科学的知見に基づいた行動・対策かで判断される
(最高裁平成18年3月13日判決（高槻市サッカー大会落雷被災事件）)



② 安全配慮義務は、感染症の場合でも問われる

(大阪地裁平16・4・12・判例時報1867号81頁)



◆病院の看護助手が入院中の患者に噛まれてC型肝炎等に罹患したことにつき、病院に安全配慮義務違反があったとして病院に対する損害賠償請求が認められた事例

「原告が勤務していた病院等の医療現場においては、医療機関としての性質上、様々な身体・精神症状を呈する患者を受け入れ、その治療のために種々の医療器具や危険な薬品を使用したり、急患等の緊急事態にも対応する必要があるなど、患者のみならず、診療・看護に従事する職員にも危険が生ずる場合があり、特に、常に病原体による感染の危険にさらされているのであるから、使用者にあつては、管理体制を整え、適切な感染予防処置を講じるなど、被用者が安全に業務に従事できるように配慮すべき義務があるというべきである」



安全配慮義務違反の要件

- 1 損害の発生（感染の発生）が予見できたこと
（**予見可能性**）
- 2 結果回避できたのに回避義務を果たさなかったこと
（**結果回避義務**）
- 3 因果関係があること

予見可能性
はどのように
判断されるか、
次のスライド
で



安全配慮義務は、科学的知見に基づいた行動・対策かで判断される
(最高裁平成18年3月13日判決 (高槻市サッカー大会落雷被災事件))

◆高等学校の生徒が課外クラブ活動としてのサッカーの試合中、落雷により負傷した事故について引率者兼監督の教諭に、落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務の違反があるとされた事例



「上記雷鳴が大きな音ではなかったとしても・・・落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべき・・・このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。なぜなら、上記のような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故を予防するための注意に関する本件各記載等の内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反するものであって・・・」



安全配慮義務は、科学的知見に基づいた行動・対策をしていたかで判断される

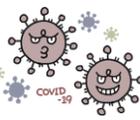
新型コロナウイルス感染症においても、

- ア 最新の科学的知見（専門家や専門組織のHPなど）をしっかりと調査し
- イ 最新の知見に基づく感染対策を実施することが必要



→ 組織内での感染者発生後は、「保健所の調査・対応に任せている」
では許されず、二次感染防止のための安全配慮対策の実施が必要

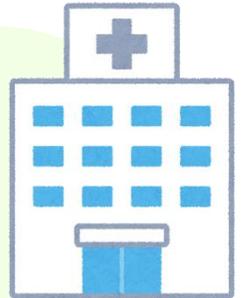
→ その一環として「感染者情報の公開」が必要なことが確かにあり得る



感染拡大防止などのための情報伝達と感染者のプライバシー侵害についての裁判例（前編）

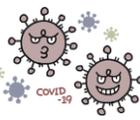
◆事案 看護師がHIVに感染している事実を、当該看護師が勤める病院の医師や職員が本人の同意なく病院の他の職員らに伝えたことが、個人情報保護法16条1項（個人情報保護法16条1項）違反にあたる上、プライバシー侵害として不法行為にあたると判断した裁判例

（福岡高判平成27年1月29日・一審：福岡地裁久留米支部平成26年8月8日）



病院側の主張 （一部割愛）

- ① 病院の個人情報保護規定では、収集目的の中に、患者・利用者・関係者の生命・健康保護を含んでいるところ、本件の病院内での感染情報の情報共有は、他の患者への感染防止や感染者自身の治療療養目的（労務管理上も必要）であり、目的外利用ではない
- ② たとえ法16条1項違反にあたるとしても、院内感染防止の対応策検討のために適切な者間でその情報を共有することは必要であり、共有者としても必要最小限の6名に限定している。感染者は看護師であり医療行為に従事していたのだから労務管理上も情報共有の必要性があり、不法行為にあたらない。



感染拡大防止などのための情報伝達と感染者のプライバシー侵害についての裁判例（後編）

（福岡高判平成27年1月29日・一審：福岡地裁久留米支部平成26年8月8日）

裁判所の判断

- ① 病院が当該看護師のHIV感染の事実を知った経緯は、患者としての診療の一環でのもの。とすれば、当該情報は診療目的でしか用い得ず、（たまたま当該患者が勤務する看護師だったからといって）、本人の同意なく労務管理目的で使うことはできない（取得情報の目的外利用にあたる）。
- ② 上記労務管理が、究極的には他の患者の感染防止などにつながり得るとしても上記の結論は左右されない。
- ③ HIV感染者に対する偏見・差別が存在する中では、HIV感染の情報は、他人に知られたくない個人情報。本人の同意を得ないまま法に違反して取り扱った場合には、特段の事情のない限り、プライバシー侵害の不法行為が成立する。
- ④ 他への感染防止などのために何らかの労務管理上の措置をとるためであっても本人の同意を得ることは十分に可能であったのに、同意を得ずに情報共有したことは、感染者のプライバシーを侵害し違法。





最近の具体的事例で、感染者情報の公表必要性について考えてみる

A市の市立図書館の職員にコロナ感染判明

市が公表した情報

図書館名、年代、性別、当該感染者の市外への外出の事実

濃厚接触者調査の結果

感染者の家族2名と同僚3名が濃厚接触者

図書館利用者に濃厚接触者はないと保健所は認定

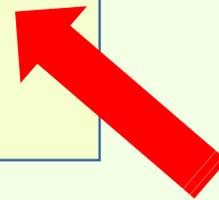
(検討してみましょう)

ポイント1

図書館名と年代、性別を公表することで感染者がほぼ特定される危険はないか。犯人探しを誘発しないか。

ポイント2

図書館利用者に濃厚接触者がいないと判断されているのに感染者の年代、性別を公表する意味、必要性はなにか。



出典：令和2年8月24日静岡新聞朝刊一面



最後に問題 今日ご紹介した指針や裁判例を参考に検討してみてください

問 あなたはA団体の責任者です。次の事案で、感染者情報として、公表について本人の同意が得られない場合、①誰に、②どのような情報を、③どのような形で公表しますか。

A団体の職員の感染が判明しました。感染経路は不明で、発症の数日前も勤務をしていました。保健所の調査の結果、濃厚接触者は団体内では同じ部署の4名のみで、団体外にはいないと判断されました。



団体内部の人には？
外部の人には？

濃厚接触者はこの
4人しかいないのね





・なにせ大事な情報こそ積極的に情報公開！組織の信頼も失う！

- 感染拡大防止のための情報公開は基本的に国と自治体の仕事です
- ・必要もないのに公開すればプライバシー権の侵害として損害賠償リスクがあります。
- ・安易な口外なら名誉毀損罪の成立リスクまであります。
(感染が事実でも名誉毀損罪は成立します)

・長期欠勤になるのだから迷惑をかける業務の相手方に伝えないと

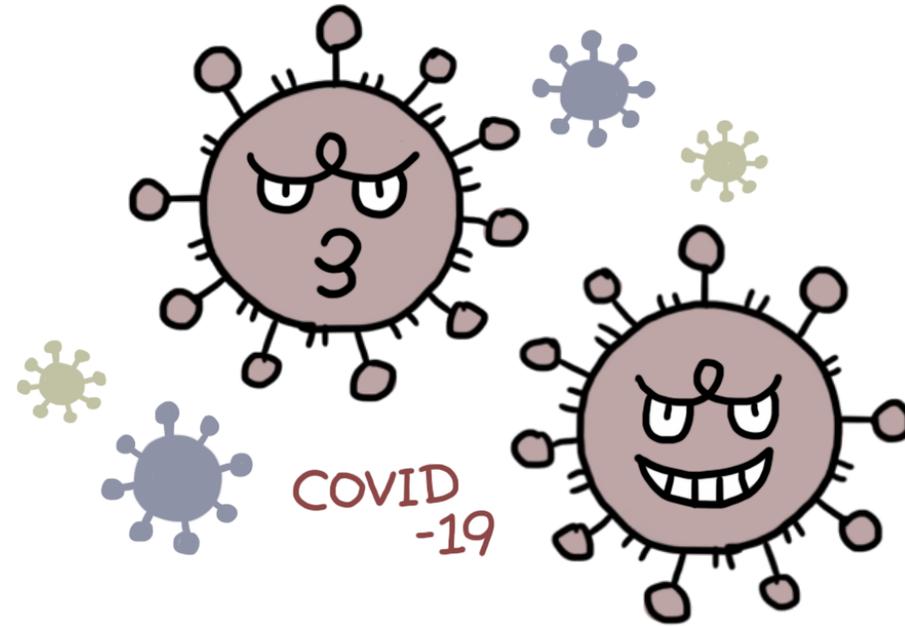
- 感染の事実を伝えなくても対処可能ではないですか

・でも安全配慮義務があるのだから感染拡大防止の対応が必要？

- ・本件では濃厚接触者は既に特定されている。
- ・感染拡大防止には保健所の指示に従った消毒措置等で十分

・社内では保健所の調査や感染者の長期欠勤でどうせ判明する

- ・結果的に判明してしまうことと情報公開をすべきかは別問題
- ・むしろ他の社員にもプライバシー保護の重要性と情報保護徹底の必要あり



ありがとうございました